

# 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

厚生労働省では、長時間労働削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図るため、11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

熊本労働局においては、使用者団体等への協力要請、電話相談、重点監督、ベストプラクティス企業への職場訪問等の取組を行います。

11月は「過労死等防止対策推進法」に基づく「過労死等防止啓発月間」であり、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成29年3月28日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれていることなどを踏まえ、キャンペーンでは、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。

## 1 実施期間

平成29年11月1日（木）から11月30日（木）までの1か月間

## 2 具体的な取組

### (1) 使用者団体等への協力要請を行います

キャンペーンの実施に先立ち、県内の使用者団体や労働組合に対し、傘下の企業や労働組合において長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組が実施されるよう、積極的な周知・啓発等の実施について協力を要請します。

### (2) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、過重労働や賃金不払残業など労働条件全般にわたる相談に対応します。

[フリーダイヤル] **0120-794-713（なくしましょう長い残業）**

[実施日時] **平成29年10月28日（土）9:00~17:00**

■「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

○ 熊本労働局または管内の労働基準監督署（開庁時間 平日8:30~17:15）

○ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] 0120-811-610(はい！労働)

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00

[URL]

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/dl/150508-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/dl/150508-01.pdf)

○ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

[URL]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

**(3) 重点監督を実施します**

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は 是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等の健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、公表された場合や、1 年間に 2 回以上同一条項の法違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を、一定期間受理しません。なお、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うよう協力をお願いしています。

**(4) ベストプラクティス企業への職場訪問を実施します**

報道機関に公開の上で、熊本労働局長が、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている県内企業を訪問し、その取組事例を収集するとともに、他の企業に広く紹介します。

(5) キャンペーンなどの趣旨について周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて、広く県民の方に周知を図ります。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働解消対策を推進することを目的とした「過重労働解消のためのセミナー」(厚生労働省委託事業)を、**平成29年11月17日(金)**、**ユースピア熊本(熊本市中央区水前寺3丁目17-15)**で開催します。

(無料でどなたでも参加できます。)

[専用ホームページ] <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

○ ポスター・リーフレット・パンフレット

- 過労死等防止啓発月間
  - ・ [ポスター \(PDF\)](#)
  - ・ [リーフレット \(PDF\)](#)
  - ・ [パンフレット \(PDF\)](#)
- 過重労働解消キャンペーン
  - ・ [ポスター \(PDF\)](#)
  - ・ [リーフレット \(PDF\)](#)
- 過重労働解消のためのセミナー
  - ・ [リーフレット \(PDF\)](#)